

令和6年度 入学支度金のご案内について

1. 概要

自動車事故により亡くなられた保護者または重度後遺障害を負われた保護者をもつ家庭のうち、特に生計が苦しい家庭を対象に、そのお子様が小学校・中学校に入学する場合に入学準備のお祝いとして支給するものです。

下記、支給要件にすべて該当する方は、**別紙**に記載の提出書類を、郵送にて当基金までご提出ください。

※今年度の世帯・収入状況を審査をした上での支給となります。

2. 支給要件 (※下記 (1)~(3) の要件すべてに該当する家庭)

- (1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡、又は、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭。
- (2) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること (※2)
- (3) 小学校・中学校に入学する子弟がいること。

(※1) 重度の後遺障害： 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

(※2) 非課税相当世帯： 課税額が **別表**に記載の計算式で算出した額の範囲内であること。

3. 支給金額

1人60,000円(小学校・中学校に入学するお子様に限る)

4. 申し込み期限

令和7年 2月14日(金) 必着 [期限厳守]

5. 支給日

令和7年 3月7日(金) 予定

6. 提出書類

※ **別紙** の用紙をご覧ください

7. 提出郵送先・お問い合わせ先

〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階
(公財) 交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛

TEL(フリーダイヤル)：0120-16-3611 FAX：03-3237-8931

E-mail：sien@kotsuiji.or.jp (右記 QR コード)



メールアドレス

■ 注意事項 (必ずご一読ください)

- ※ 当該事業について、過去にお申込みをされたことがある方についても、本年度の収入や世帯状況を審査するため、**別紙**に記載されている必要書類は必ず全てご提出ください。
- ※ 単年度ごとの事業の為、過去にさかのぼっての支給はできません。
- ※ 本年度の世帯状況を確認するため、住民票は必ず対象お子様も含めたご家族全員分が記載されたものをご提出ください。対象お子様と別居している場合もそれぞれ住民票を取得してください。記載がない場合は追加でご提出いただくこととなりますのであらかじめご承知おきください。
- ※ 書類不足不備等が発生した場合、個別にご連絡いたします。
そのため、当法人業務時間内にて連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。
ご提出いただいた書類一式につきましては返却をしておりませんのであらかじめご了承ください。
- ※ やむを得ないと判断される場合を除き、提出期限を過ぎてのお申込みにつきましては、一切お受けしかねますので、**期限厳守**にてお申し込みください。

別表 課税がある場合の非課税相当条件について

課税額が以下に記載している計算式で算出した額の範囲内（算出額＞課税額）であれば非課税の扱いとします。

(1) 「源泉徴収票」で確認する場合

【条件】下記の計算式の算出額が、令和6年度源泉徴収票の「源泉徴収税額」より多い場合、非課税相当とする。（算出額＞課税額）

【計算式】 $380,000 \text{円} \times A \times B$

A = お子様の数（16歳未満の子のみ）

B = 所得税率（※課税所得額により変動）

（例）義務教育終了前のお子様 2名、所得税率5%の場合
 $380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$ となる場合、非課税扱いとなります。

(2) 「課税(非課税)証明書」で確認する場合

【条件】下記の計算式の算出額が、^(※道府県民税・市町村民税)令和6年度(令和5年分)課税(非課税)証明書の「年税額」より多い場合、非課税相当とする。
（算出額＞課税額）

【計算式】 $330,000 \text{円} \times A \times B$

A = お子様の数（16歳未満の子のみ）

B = 住民税率（10%）※全国平均値

（例）義務教育終了前のお子様 2名の場合
 $330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$ となる場合、非課税扱いとなります。

↓ 郵送あて先（提出する際、以下切り取ってご利用ください）

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛